

敦賀市立看護大学学生生活規程

平成26年4月1日
敦賀市立看護大学規程第33号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 保証人及び誓約書並びに学生調書（第2条・第3条）
- 第3章 学生証（第4条）
- 第4章 証明書等（第5条）
- 第5章 休学、復学、転学等（第6条—第11条）
- 第6章 健康診断等（第12条・第13条）
- 第7章 学生の団体（第14条—第19条）
- 第8章 集会等（第20条・第21条）
- 第9章 掲示物等（第22条・第23条）
- 第10章 自動車等通学（第24条・第25条）
- 第11章 施設及び設備の使用（第26条—第29条）
- 第12章 表彰及び懲戒（第30条・第31条）
- 第13章 その他（第32条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨及び学生の責務）

- 第1条 この規程は、敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）が良好な教学環境を維持し、充実した学生生活を支援するため、本学の学生（以下「学生」という。）が遵守すべき事項及び学生の賞罰について定める。
- 2 学生は、この規程その他本学及び本学を設置する法人（以下「法人」という。）の規程等を遵守し、本学の品位を保ち、学生の本分を自覚して、その学生生活においてより多くの叡智と素養を獲得できるよう努めなければならない。

第2章 保証人及び誓約書並びに学生調書

（誓約書）

- 第2条 本学に入学しようとする者は、保証人1名を定め、本人及び保証人連署の誓約書（様式第1号）を本学の学長（以下「学長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、保証する学生の身上、在学中の行為及び授業料その他学生が納入すべき費用について、その学生と連帯して責任を負う。ただし、保証人の責任に係る保証の極度額は、別表第1の左欄に掲げる学生の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(学生調書)

第3条 学生は、本学に入学後速やかに、学生調書（様式第2号）に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

- 2 学生は、学生調書の記載内容に変更を生じたときは、学生調書変更届（様式第3号）により速やかに学長に届け出なければならない。

第3章 学生証

(学生証)

第4条 学生は、入学の際、学生証（様式第4号）の交付を受けなければならない。

- 2 学生は、本学構内において、常に学生証を携帯しなければならない。
- 3 学生は、本学又は法人の職員から学生証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 学生は、学生証を紛失若しくは汚損し、又はその有効期限を延長する必要があるときは、学生証再交付願（様式第5号）を学長に提出し、学生証の再交付を受けなければならない。この場合において、学生は、再発行された学生証を受領する際に、本人であることを確認できる書面を提示し、学生証の再交付にかかる費用を負担するものとする。
- 5 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 6 学生は、本学の学生でなくなった時は、直ちに学生証を返付しなければならない。

第4章 証明書等

(証明書等)

第5条 学生は、別表第2の左欄に掲げる証明書等の交付を受けようとするときは、証明書等の区分に応じ、同表の右欄に定める交付願を学長に提出しなければならない。

第5章 休学、復学、転学等

(休学)

第6条 敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。）第25条第1項、敦賀市立看護大学大学院学則（平成30年敦賀市立看護大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第27条第1項若しくは敦賀市立看護大学助産学専攻科規則（平成30年敦賀市立看護大学規則第1号。以下「専攻科規則」という。）第15条第1項の規定により休学をし、又は学則第26条第2項、大学院学則第28条第2項若しくは専攻科規則第19条の規定により休学期間の延長をしようとする学生は、本

人及び保証人連署の休学(期間延長)願(様式第9号)を学長に提出しなければならない。

(復学)

第7条 学則第26条第3項、大学院学則第28条第3項又は専攻科規則第19条の規定により復学しようとする学生は、本人及び保証人連署の復学願(様式第10号)を学長に提出しなければならない。

(転学)

第8条 学則第27条又は専攻科規則第19条の規定により転学しようとする学生は、本人及び保証人連署の転学願(様式第11号)を学長に提出しなければならない。

(留学)

第9条 学則第28条第1項又は大学院学則第29条の規定により留学しようとする学生は、本人及び保証人連署の留学願(様式第12号)を学長に提出しなければならない。

(退学)

第10条 学則第29条、大学院学則第30条又は専攻科規則第19条の規定により退学しようとする学生は、本人及び保証人連署の退学願(様式第13号)を学長に提出しなければならない。

(欠席)

第11条 疾病その他やむを得ない理由により授業を欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届(様式第14号)を当該授業科目の担当教員に提出しなければならない。
2 急迫の事情により、前項の欠席届をあらかじめ提出できなかったときは、欠席の理由が止んだ後速やかに欠席届を当該授業科目の担当教員に提出しなければならない。

第6章 健康診断等

(健康診断)

第12条 学生は、本学が毎年行う健康診断を受けなければならない。
2 学生は、前項の健康診断の結果に基づき、本学が行う保健衛生上の指導に従わなければならない。

(履修上必要な検査等)

第13条 学生は、本学から授業科目を履修する上で必要な健康状態の検査又は予防接種その他の医療措置を指示されたときは、その指示に従って受診し、結果を本学に報告しなければならない。

第7章 学生の団体

(団体の設立)

- 第14条 学生が本学内において団体を設立しようとするときは、団体設立願（様式第15号）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の団体の設立に当たっては、本学の職員のうちから顧問を定めなければならない。

(規約等の変更)

- 第15条 前条第1項の許可を受けて設立された団体（以下「団体」という。）は、団体設立願に記載した事項又は規約を変更しようとするときは、団体変更届（様式第16号）を学長に提出しなければならない。

(団体の継続)

- 第16条 団体は、毎年5月末日までに団体継続願（様式第17号）を学長に提出しなければならない。
- 2 前項の団体継続願の提出がない団体に対しては、学内の掲示板に掲出する方法によりその提出を督促するものとする。この場合において、督促を開始してから10日を経過してもなお団体継続願が提出されないときは、当該団体は解散したものとみなす。

(学外団体への加入)

- 第17条 団体は、学外団体（本学外に活動の本拠を置く社団その他の人的集合又はその連合体をいう。以下同じ。）に加入しようとするときは、学外団体加入願（様式第18号）を学長にし、その許可を受けなければならない。
- 2 学外団体から脱退した団体は、学外団体脱退届（様式第19号）を学長に提出しなければならない。

(団体の解散)

- 第18条 解散した団体は、団体解散届（様式第20号）を学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の解散を命ずることができる。
- (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
 - (2) 学則その他本学又は法人の規程等に違反したとき。
 - (3) 団体活動中の事故により本学、法人又は第三者に多大の損害を生ぜしめたとき。
 - (4) 団体の活動に関して、その構成員が不祥事を生じたとき。
 - (5) 団体の活動が長期にわたって行われなかったとき。

(クラブ室の使用)

第19条 クラブ室は、団体の課外活動を目的として使用することができる。

- 2 クラブ室を使用しようとする団体は、毎年度、クラブ室使用願(様式第21号)を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 クラブ室の使用期間は、前項の許可があった日からその学年の末日までとする。ただし、前年度の使用に引き続く使用を許可することを妨げない。
- 4 学長は、団体に活動の実態がないと認める場合において、当該団体に対して活動の実績を報告するよう求める旨の告知を学内の掲示板に掲出し、その翌日から起算して30日(本学が授業又は試験を行っていない期間を除く。)を経過しても報告がないときは、当該団体に対するクラブ室使用の許可を撤回することができる。
- 5 第3項の規定による使用期間を経過し(引き続く使用許可を受けた場合を除く。)、若しくは前項の規定によりクラブ室使用の許可を撤回され、又は解散した(解散を命じられ、又は解散したものとみなされる場合を含む。)団体は、使用していたクラブ室内の私有物品を撤去しなければならない。この場合において学長は、私有物品の撤去を求める催告を学内の掲示板に掲出し、その翌日から30日(本学が授業又は試験を行わない期間を除く。)を経過してもなお当該クラブ室内に私有物品が留置されているときは、これを任意に処分することができる。
- 6 団体は、使用の許可を受けたクラブ室を他の団体その他の第三者に転貸してはならない。

第8章 集会等

(集会等)

第20条 本学内において又は学外において本学の名称を使用して学内活動等(不特定若しくは多数の人が特定の場所に集合し、又は不特定若しくは多数の人を対象に行う活動を伴う催事、募集行為等の事業をいう。以下同じ。)を行おうとする学生又は団体は、その7日前までに学内・学外活動等願(様式第22号)を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(集会等の中止、解散)

第21条 学長は、集会等が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、若しくは本学の教育研究活動を妨げ、又はその危険が明らかであると認めるときは、当該集会等の中止を命じ、又は当該集会等の参加者に解散を命じることができる。

第9章 掲示物等

(学内掲示)

第22条 本学内においてポスター、看板等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとする学生又は団体は、あらかじめ当該掲示物を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた掲示物は、掲示できる期間を記載した掲示許可証票（様式第23号）を貼付し、学長の指示する方法により掲示しなければならない。

3 学生又は団体は、次の各号のいずれかに該当する掲示物を本学内に掲示してはならない。

(1) 特定の個人又は団体を誹謗又は中傷するもの

(2) 虚偽の事実を記載したもの

(3) 品位を欠くもの

4 掲示物を掲示した学生又は団体は、その掲示できる期間が経過したときは、直ちにこれを撤去しなければならない。

5 学長は、前各項に違反した掲示物を発見したときは、これを撤去することができる。

（印刷物の配布）

第23条 本学内において印刷物（配布を目的として同じ内容が記載された文書を大量に作成したものをいう。以下同じ。）を配布しようとする学生又は団体は、あらかじめ印刷物配布願（様式第24号）に当該印刷物1部を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、定期刊行する印刷物については、当該年度内で最初に配布を行おうとするときに許可を受け、以降その年度内は、当該印刷物1部を提出すれば足りる。

2 前条第3項の規定は、印刷物の配布に準用する。

3 学長は、前項に違反する印刷物の配布を発見したときは、配布の中止及び回収を命ずることができる。この場合において、当該印刷物が、定期刊行する印刷物であるときは、併せて爾後の配布を禁止することができる。

第10章 自動車等通学

（自動車等通学）

第24条 学生は、自家用の車両による通学をしようとするときは、自家用車両通学許可願（様式第25号）を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、前年度に引き続いて自家用の車両による通学を希望するときは、その年度の4月末日までに自家用車両通学許可願を提出するものとする。

2 学長は、前項の許可を行うにあたって、当該自家用車両及び当該学生に係る損害賠償責任保険の内容が十分であることを確認しなければならない。

3 許可を受けて自家用の車両により通学する学生は、学内に駐車（駐輪）する場合は、学長が指定した駐車（駐輪）場に駐車（駐輪）しなければならない。この場合において、学長が交付した自家用車両通学許可証（様式第26号（以下「許可証」という。）を、自

動四輪車にあつては車両前面運転席側の外部から確認できるところに掲示し、自動二輪車にあつては確認しやすいところに貼付するものとする。

(自動車等通学許可の取消等)

第25条 学長は、提出された自動車等通学許可願に虚偽の記載があつたとき又は自動車等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、警告処置をとり、前条第1項の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は学生に対し自動車等の撤去を命じることができる。

- (1) 指定の駐車(駐輪)場に、許可証のない自動車等が駐車(駐輪)されているとき。
- (2) 指定の駐車(駐輪)場に、許可期間を経過した自動車等が駐車(駐輪)されているとき。
- (3) 指定の駐車(駐輪)場以外の場所に、学生が通学に用いる自動車等が駐車(駐輪)されているとき。
- (4) 本学の教職員、他の学生、来訪者等に対し迷惑となる行為のあつたとき。

第11章 施設及び設備の使用

(施設等の使用)

第26条 学生又は学生団体が本学の施設、設備及びこれに備え付けた物品(以下「施設等」という。)を授業以外の目的で使用しようとするときは、あらかじめ施設等使用許可願(様式第27号)を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、この規程及び本学の他の諸規程に特段の定めがある場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第27条 学長は、提出された施設等使用許可願に虚偽の記載があつたとき又は施設等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は施設等の使用の中止を命じることができる。

- (1) 学則、大学院学則、専攻科規則その他本学の諸規程に違反したとき。
- (2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき。
- (3) 許可に付された条件、指示等に反したとき。

(施設等の使用の終了)

第28条 学生又は学生団体は、施設等の使用を終了したとき又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復したうえで本学職員による点検を受けなければならない。

(き損及び滅失)

第29条 学生又は学生団体は、施設等をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を学

長に届け出なければならない。

- 2 学長は、施設等のき損又は滅失が学生又は学生団体の故意又は過失によるものであるときは、当該学生又は学生団体に対し原状回復を命じ、又は修理若しくは補充に要する経費を負担させることができる。

第12章 表彰及び懲戒

(学生の表彰)

第30条 学則第33条、大学院学則第34条又は専攻科規則第19条による表彰は、次の各号に掲げる功績のあった学生に対して行う。

- (1) 国際的又は全国的規模の学術研究若しくは文化活動の発表又はスポーツの競技において、賞を受けるなど高い評価を得たもの
- (2) 徳行卓越、又は学力優等かつ品行方正にして、他の学生の範とすべき行為のあったもの
- (3) 社会活動において世上高い評価を得たもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本学の名誉を高めたと認められる顕著な功績のあったもの

2 本学又は法人の職員は、表彰の理由とする功績を明らかにして、表彰の候補者となる学生を学長に推薦することができる。

3 学長は、自ら適当と認める学生を表彰の候補者とすることができる。

4 学生の表彰の適否は、表彰の理由となる功績を示し、法人の教育研究審議会に諮った上で学長が決する。

5 表彰は、適時に、学長が表彰状を授与することによって行い、褒賞金又は記念品を加授することができる。

(学生の懲戒)

第31条 学則第34条による懲戒は、懲戒の理由となる事由を示して学部の教授会の議を経て、法人の教育研究審議に諮った上で学長が決する。

2 学長は、前項の手續を開始するに先立って、懲戒の対象となる学生又はその保証人に対し、懲戒の原因となる事由を明らかにして弁明の機会を付与するものとする。

3 懲戒は、その内容及びその原因となる事由を示した書面を、懲戒を受ける学生に交付して行う。ただし、当該学生の所在が不明である場合その他当該学生に対する書面の交付が不可能であるときは、これを保証人に交付することができる。

第13章 その他

(事故等の報告)

第32条 学生又は保証人は、学生が交通事故その他の事故又は犯罪事件の当事者となった

ときは、これを大学に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学規程第11号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学規程第13号）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成30年敦賀市立看護大学規程第20号）

この規程は、公布の日から施行する。

附則（令和2年敦賀市立看護大学規程第8号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年11月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に誓約書を提出した者の保証人に係る保証の極度額の適用については、なお従前の例による。

附則（令和3年敦賀市立看護大学規程第6号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	極度額
学部生	2,243,200円（560,800円×4年） 修業年限分の授業料及び看護実習料相当額
大学院生	1,071,600円（535,800円×2年） 修業年限分の授業料相当額
助産学専攻科生	735,800円（735,800円×1年） 修業年限分の授業料及び看護実習料相当額

別表第2（第5条関係）

証明書等の種類	申請書の種類
通学証明書	通学証明書交付願（様式第6号）
学割証	学生旅客運賃割引証交付願（様式第7号）
在学証明書	在学証明書等交付願（様式第8号）
成績証明書	
卒業証明書	
卒業見込証明書	
健康診断証明書	
英文による在学、成績、卒業、卒業見込証明書	

様式第1号（第2条関係）

誓 約 書

私は、敦賀市立看護大学に入学の上は、学則及び大学の諸規程を遵守し、大学の名誉を傷つけるような行為は慎むことを保証人と連署して誓約します。

保証人は、保証する学生の身上、在学中の行為及び授業料その他学生が納入すべき費用について、学生と連帯して責任を負います。

この場合において、当該責任に係る保証の極度額は、(別表第1の額)とします。

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(学 生)

住所

氏名

Ⓜ

(保証人) 住所

氏名

Ⓜ

本人との続柄

電話番号 ()

(注意)

大学院に入学する者は、主文中「敦賀市立看護大学」を「敦賀市立看護大学大学院」とすること。

様式第2号（第3条関係）

秘

学 生 調 書 （ 年 月 日現在）

年度入学	(所属)	学部	学科
		研究科	
		専攻科	

【本人】

フリガナ		年 月 日生
氏名		(男・女)
住所 (入学後)	〒 -	
	電話 () -	携帯電話 () -
本籍 (国籍)	都・道・府・県 (国)	
出身校	立 高等学校 (年 月卒業) <small>* 高校卒業程度認定試験合格者等は、試験名・資格名及び合格年月を記載してください。</small>	
緊急 連絡先	氏名： 住所： 電話 () -	本人との続柄： 携帯電話 () - <small>* この欄は連絡先となる方の承諾を得て記入してください。 * 必ず連絡が取れる方の連絡先を記入してください。</small>
健康上の 留意事項	<small>* 修学上、大学に知らせておきたい既往歴等があれば記入してください。</small>	

【保証人】

フリガナ		本人との続柄 ()
氏名		
住所	〒 -	
	電話 () -	
勤務先 (連絡先)	勤務先名 () 〒 -	
	電話 () -	

* 楷書で正確に記入してください。

様式第3号（第3条関係）

学生調書変更届

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号
氏 名

下記のとおり身上（氏名・本籍・住所・保証人・保証人の住所・その他）に変更が生じましたので、お届けします。

記

変更事項	(新)
	(旧)
変更年月日	
変更理由	

*楷書で正確に記入してください。

*氏名を変更した場合は、氏名の変更を証する書類を提示して下さい。

様式第4号（第4条関係）

（表面）

学 生 証	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
学籍番号	
所 属	学部 学科
	年 月入学
	年 月まで有効
上記の者は本学の学生であることを証する	
	年 月 日発行
	敦賀市立看護大学長
	学長 公印

（裏面）

注意事項
<ul style="list-style-type: none">・本証は常に携帯し、本学職員からの請求があるときは必ず呈示すること。・本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。・本証を紛失若しくは汚損し、又は記載事項に変更が生じたときは、ただちに届け出て再交付を求めること。・本証は、新たに学生証の交付を受けたとき又は卒業・退学等により学籍を失ったときは、ただちに返還しなければならない。・本証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には必ず携帯し、係員の請求があるときはいつでも呈示しなければならない。

※上記のほか、必要な識別子その他の記載を加えることができる。

様式第5号（第4条関係）

学生証再交付願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号
氏 名

下記事由により、学生証の再交付をお願いいたします。

再交付事由	<input type="checkbox"/> 学生証を紛失したため。 <input type="checkbox"/> 学生証を汚損したため。 <input type="checkbox"/> 学生証の有効期限を延長してほしいため。 ()
-------	---

【事務処理欄】

受 付： 年 月 日
 再 交 付： 年 月 日 直接交付・他 ()
 本人確認：免許証・保険証・他 ()
 手 数 料： 円 年 月 日 直接納付・払込確認・他 ()

様式第6号（第5条関係）

通学証明書交付願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号
氏 名

下記のとおり、通学証明書を交付されたく、お願いいたします。

現住所	〒 - 電話 () -		
通学区間	駅	駅間	經由
通学証明書の提出先	西日本旅客鉄道株式会社・その他 ()		
通学定期乗車券の有効期間	1か月・3か月・6か月 その他 ()		
通学定期乗車券の購入予定日			
備考			

*通学区間は現住所の最寄駅から大学の最寄駅に限ります。

*通学証明書の有効期間は原則として発行日から1か月です。通学証明書の交付申請日から1か月以上（最大3か月まで）のちに通学定期乗車券の購入を予定している場合は、備考欄にその理由を記載して下さい。

様式第7号（第5条関係）

学生旅客運賃割引証交付願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号

氏 名

下記のとおり、学生旅客運賃割引証を交付されたく、お願いいたします。

必要枚数	枚	
	2枚以上必要な場合は理由を記載	
使用目的 (該当する数字を ○で囲む)	1	帰省
	2	正課教育活動
	3	正課外教育活動（クラブ活動含む）
	4	就職又は進学のための受験等
	5	見学・行事参加
	6	傷病治療
	7	保護者の旅行への随行

*乗車区間がJR線（一部の私鉄を含む）片道100kmを超える場合に有効です。

*一枚で往復が購入可能です（ただし、乗車券有効の日数内に限る）。

*有効期限は発行日から3ヶ月です。

様式第8号（第5条関係）

在学証明書等交付願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号

氏 名

下記のとおり、証明書を交付されたく、お願いいたします。

種 別	交付数	使用目的	提出先
在学証明書			
成績証明書			
卒業見込証明書			
卒業証明書			
健康診断証明書			
英文による証明書 ()			

【事務処理欄】

手数料： 円 年 月 日 直接納付・払込確認・他 ()

様式第9号（第6条関係）

休学（期間延長）願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号

氏 名

㊞

保 証 人

㊞

下記のとおり休学（期間を延長）したいので、許可をいただきたくお願いいたします。

記

1 休学（延長）の理由

2 休学（延長）期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 休学中の連絡先

〒 ー

電話（ ） ー

* 疾病又は負傷による場合は、医師の診断書を添付すること。

様式第10号（第7条関係）

復学願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号

氏 名

㊟

保証人

㊟

私は、 年 月 日から休学しておりますが、下記のとおり休学の理由が解消いたしましたので、 年 月 日から復学いたしたく、許可をいただきたいのでお願いいたします。

休学の理由	
休学の理由が解消した状況	
復学にあたっての留意事項	

*疾病又は負傷の治癒による復学の場合は、医師の診断書を添付すること。

*その他上記の事由を証明する書面を添付すること。

様式第11号（第8条関係）

転学願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号
氏 名 (印)
保証人 (印)

私は、下記のとおり転学を希望しますので、許可をいただきたくお願いします。

転入学を希望する大学	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">学部</div> <div style="width: 30%;">大学</div> <div style="width: 30%;">学科</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">専攻</div>
転入学を希望する理由	
転学予定日	年 月 日

様式第12号（第9条関係）

留 学 願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号

氏 名

㊟

保 証 人

㊟

私は、下記のとおり留学を希望しますので、許可をいただきたくお願いします。

志願大学・学部名・学科名 (研究科名・専攻名)	
志願大学の所在地	
留学期間	自 年 月 日 至 年 月 日
留学目的・志願理由	

様式第13号（第10条関係）

退 学 願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号

氏 名

⑩

保 証 人

⑩

私は、下記の理由により、 年 月 日限り退学いたしたいので、許可を
いただきたくお願いいたします。

（退学の理由）

様式第14号（第11条関係）

欠 席 届

年 月 日

(科目名)

担当 (担当教員職氏名) 殿

学籍番号
氏 名

私は、下記のとおり授業を欠席
し
ます
ので、お届けします。
しました

欠席の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
欠席の理由	

*欠席する理由となった事由を証明する書類があれば添付すること。(写し可)

様式第15号（第14条関係）

団体設立願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

㊞

下記のとおり本学内に団体を設立したいので、許可をいただきたくお願いいたします。

団体の名称	
目的	
活動の内容	
役員氏名 (学生にあっては 学籍番号を附記する こと)	(代表者)
顧問	㊞

*団体の規約（案）及び加入予定者名簿を添付すること。

様式第16号（第15条関係）

団体変更届

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(団体名)

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり団体に関する事項を変更したいので、お届けします。

団体名		
変更事項	新	
	旧	
変更年月日		
変更理由		
顧問	印	

*規約を変更する場合は、変更後の規約を添付すること。

様式第17号（第16条関係）

団体継続願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

㊟

下記のとおり団体を継続したいので、許可をいただきたくお願いいたします。

団体の名称	
目的	
活動の内容	
組織	
事務所の位置	
役員氏名	(代表者)
顧問	㊟

* 構成員名簿を添付すること。

様式第18号（第17条関係）

学外団体加入願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(団体名)

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

㊞

(団 体 名) は、下記のとおり学外団体に加入したいので、許可をいただきたく
お願いいたします。

学外団体の名称	
学外団体の事務所の位置	
加入（予定）年月日	
加入の目的及び理由	
他の加入団体	
顧問	㊞

*学外団体の規約及び役員名簿を添付すること。

様式第19号（第17条関係）

学外団体脱退届

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(団体名)

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

㊞

(団 体 名) は、下記のとおり学外団体から脱退したので、お届けします。

学外団体の名称	
脱退年月日	
脱退の理由	
顧問	㊞

様式第20号（第18条関係）

団体解散届

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(団体名)

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

印

下記のとおり団体を解散したので、お届けします。

団体名	
解散年月日	
解散理由	
顧問	印

様式第21号（第19条関係）

クラブ室使用願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(団体名)

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

印

下記のとおりクラブ室を使用したいので、許可をいただきたくお願いいたします。

団体名	
室番号	
使用希望期間	自 年 月 日 至 年 月 日
構成員数	
顧問	

様式第 2 2 号 (第 2 0 条関係)

学内・学外活動等願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(団体名)

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

下記のとおり学内活動等を行いたいのので、許可をいただきたくお願いいたします。

学内活動等の事業名称	
主催者 (主催団体)	
目的	
開催日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
概要	
開催場所	
参加者 (予定数)	

* 事業概要を示す資料があれば添付すること。

様式第23号（第22条関係）

掲 示 許 可 証 票
年 月 日より
年 月 日まで
敦賀市立看護大学

様式第 2 4 号 (第 2 3 条関係)

印刷物配布願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

(団体名)

(代表者たる学生)

学籍番号

氏 名

下記のとおり印刷物を配布したいので、許可をいただきたくお願いいたします。

印刷物の名称	
発行者又は発行団体	
発行部数	
発行目的	
配布日時	自 年 月 日 至 年 月 日
配布場所及び方法	
2 回目以降の発行を 予定するときはその 時期及び配布方法	

*配布しようとする印刷物 1 部を添付すること。

様式第25号（第24条関係）

自家用車両通学許可願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

学籍番号

氏 名

下記の車両による通学について、許可をいただきたくお願いいたします。

現住所	〒 -		
使用する車両の種類	①自動車 ②軽自動車 ③自動二輪車 ④原付 ⑤その他（ ）		
車種等	メーカー	車名	色
自動車登録番号等	※使用する車両に付せられたナンバープレート又は防犯登録票の内容を記載すること。		
自宅からの距離	キロメートル		

※次の書類を添付すること。

1. 免許証の写し
2. 任意保険証券等の写し（申請者が任意保険補償の対象者であることが分かるもの）

※車両に自家用車両通学許可証を貼付すること。

登録 番号	
----------	--

様式第26号（第24条関係）

自家用車両通学許可証	
西暦年度	登録番号
	

様式第27号（第26条関係）

施設等使用許可願

年 月 日

敦賀市立看護大学 学長 殿

（責任者たる学生）

学籍番号

氏 名

下記のとおり、施設等の使用許可をいただきたくお願いいたします

使用施設名	
使用目的	
団体名	
使用予定人員	人（学内者 人、学外者 人）
使用日時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで
使用設備	
責任者連絡先	